		大阪府	110,949,229,000	2,971,170,000	0	113,920,399,000	（注３）
		大阪市	110,949,229,000	2,971,170,000	0	113,920,399,000	（注３）
		兵庫県	142,118,128,000	4,857,955,000	0	146,976,083,000	（注３）
		神戸市	109,036,046,000	3,358,457,000	0	112,394,503,000	（注３）
		堺市	8,186,500,000	2,132,290,000	0	10,318,790,000	（注４）
		京都府	11,298,757,000	0	0	11,298,757,000	
		京都市	11,298,757,000	0	0	11,298,757,000	
		岡山県	59,083,275,500	2,651,939,000	0	61,735,214,500	（注５）
		広島県	64,487,443,000	5,297,000,000	0	69,784,443,000	（注５）
		徳島県	46,472,429,000	2,097,200,000	0	48,569,629,000	（注５）
		香川県	59,083,275,500	2,651,939,000	0	61,735,214,500	（注５）
		愛媛県	64,487,443,000	5,297,000,000	0	69,784,443,000	（注５）
		高知県	18,658,924,000	838,880,000	0	19,497,804,000	（注５）
	計		4,962,660,042,745	130,824,000,000	0	5,093,484,042,745	
資本剰余金	資本剰余金		34,659,333	35,827,816	0	70,487,149	
	施行法第15条による積立金		847,573,434,121	0	0	847,573,434,121	
	計		847,608,093,454	35,827,816	0	847,643,921,270	
合計			5,810,268,136,199	130,859,827,816	0	5,941,127,964,015	

（注１）　政府出資金の当年度増加額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第６条第３項により出資された額の合計であり、内訳は下記のとおりとなっております。

首都高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　16,954,000,000円

阪神高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　8,458,000,000円

本州四国連絡高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　53,333,000,000円

（注２）　東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、千葉県の当年度増加額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第６条第３項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第１条第１号により出資された額となっております。

（注３）　大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市の当年度増加額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第６条第３項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第１条第２号及び第３号により出資された合計額であり内訳は下記のとおりとなっております。

大阪府

阪神高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　2,132,290,000円

本州四国連絡高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　838,880,000円

大阪市

阪神高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　2,132,290,000円

本州四国連絡高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　838,880,000円

兵庫県

阪神高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　1,030,565,000円

本州四国連絡高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　3,827,390,000円

神戸市

阪神高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　1,030,565,000円

本州四国連絡高速道路に係る業務に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして出資する出資金　2,327,892,000円

（注４）　堺市の当年度増加額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第６条第３項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第１条第２号により出資された額となっております。

（注５）　岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の当年度増加額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第６条第３項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第１条第３号により出資された額となっております。